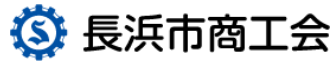


# 長浜市商工会からのお知らせ



長浜市商工会

TEL:0749-78-2121

FAX:0749-78-1300

情報配信専用e-mail:news@nagahamasci.or.jp

令和5年9月1日(第49号)

お役に立てる情報の配信に心がけております。  
ご要望などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

## <目次>

- ① 長浜市エネルギー価格高騰対策支援事業のお知らせ **再度のご案内です！**
- ② 第10回事業承継支援個別相談会開催のお知らせ **再度のご案内です！**
- ③ 令和5年度 長浜市まちなか出店支援事業補助金について
- ④ 屋外広告物クリーンキャンペーンについて
- ⑤ 湖北広域行政事務センター『新一般廃棄物処理施設整備運営事業』について
- ⑥ 2023 長浜市あざいお市マラソンへの出店者募集について (申込書添付)
- ⑦ 厚生労働省 就業環境整備・改善支援事業のご案内

- ① 長浜市エネルギー価格高騰対策支援事業のお知らせ **再度のご案内です！**



長浜市のエネルギー価格の高騰に対応する支援事業がスタートしました。  
この事業は、市内に事業所を有する中小企業および個人事業者を対象に、  
事業継続を支援するための支援金を提供するものです。

### 【対象者】

長浜市内に事業所等を有する中小企業及び個人事業者で、令和4年7月～令和5年6月の  
対象期間内のいずれか任意のひと月のエネルギー経費(電気・ガス・ガソリン等)を月5万円(税込)  
以上要したものの。

(1 事業者につき 1 回限りの申請)

### 【支援金額】

5万円 (高圧電力及び特別高圧電力の契約者は5万円を上乗せ支給)

### 【対象経費】

電気、ガス、ガソリン、灯油、重油、軽油のエネルギー経費 **(事業用に使用したもの)**  
申請の要件、必要書類および対象となる経費などの詳細は申請ガイドをご確認ください。

申請ガイド:

<https://nagahamasci.or.jp/wp-content/uploads/2023/07/8833bf3999b8a1c3d2f99eb9c97fc48a.pdf>

### 【申請期間】

令和5年10月31日(火)16:00まで 予算上限に達し次第、受付を終了されます！

### 【申請手続き】

オンライン申請のみですので、夜間や休日でも申請が可能です。

専用フォームURL: <https://logoform.jp/f/QLrV7>

申請が集中する場合、繋がりにくくなる可能性がありますので  
ご了承ください。

QR コード



### 【申請サポート】

事業の詳細、申請方法、オンライン申請が不安な方はお気軽にお問い合わせください。

長浜市商工会: ☎0749-78-2121

長浜商工会議所: ☎0749-62-2500

長浜ビジネスサポート協議会: ☎0749-53-2533

**ご注意ください！ 申請時の不備が報告されています。**

**申請内容の確認やお問い合わせの中からご留意いただきたいものを別紙(添付資料)に取り纏めましたのでご確認ください。**

## ② 第10回事業承継支援個別相談会開催のお知らせ 再度のご案内です！

経営者の高齢化が進む中、事業承継や引継ぎ(M&A)によって経営資源を次世代に引き継ぐことは喫緊の課題です。

事業を後継者につが  
せることになったが、  
どのような手続きを  
すればよいか？

個人事業主だ  
が後継者がい  
ない。何かよ  
い方法は？

事業を他の事業者  
に譲渡したいが、  
どのように進めて  
いけばよいか？

などなど、様々なお悩みをご相談ください。早い目に相談してみましょう！

「相談無料」「秘密厳守」です。

【相談日時】 令和5年10月12日(木) 10:00～16:30 (4組限定)

②11:30～13:00、③13:30～15:00 が空いております

【相談会場】 長浜市商工会 (長浜市役所湖北支所内)

【主催】 滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター

相談ご希望の方は、別添申込書に必要事項をご記入いただき、長浜市商工会まで  
電話(78-2121)もしくはFAX(78-1300)にてご返信ください。

※ 先着順とさせていただきます。詳細は添付資料をご覧ください。

### ③ 令和5年度 長浜市まちなか出店支援事業補助金について

『まちなかの遊休不動産を活用して新規出店される事業者の方を支援します！』

令和5年度は、さらなる空き家・空き店舗の解消とともに、歴史や文化等の長浜らしさを感じられ、  
まちの魅力をより高められる事業の出店促進を目的として、本事業を実施されます。

1. 対象事業： 空き家・空き店舗・空き地等の遊休不動産を店舗として活用し、事業を営むもの
2. 対象区域： 長浜駅周辺中心市街地、北国街道木之本宿・地藏坂周辺地域
3. 募集期間： 令和5年8月18日(金)～令和5年10月24日(火)
4. 対象経費： 店舗の外観・内装改修を含む、新規出店にかかる経費
5. 補助金額： 審査会の採点に応じて定額補助（50万円・100万円・150万円）  
※ 新規創業者は50万円の加算あり
6. 審査方法： 応募書類およびプレゼンテーションの内容を基に採点  
※ 審査会は令和5年11月上旬から中旬を予定しています。

事業についてのお問合せは、長浜市商工振興課(☎0749-65-6545)までお願いします。

事業についての詳細は長浜市ホームページよりご確認ください。

長浜市HP: <https://www.city.nagahama.lg.jp/0000012509.html>

### ④ 屋外広告物クリーンキャンペーンについて

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

県内一斉屋外広告物クリーンキャンペーンを実施されます！

- ・これから広告物を設置する場合  
大きさや設置場所により許可が必要な場合があります。計画段階で事前に担当課にご相談ください。
- ・設置済みの広告物を点検してください  
広告物の表示者(管理者)は、広告物が適切に設置されているかなど、この機会に点検してください。  
既に設置しているもので、許可を得ていないものや基準に適合していないものは条例違反となりますので、速やかに許可申請等を行ってください。

※ 許可申請手続きは長浜市都市計画課ホームページよりご確認ください。

長浜市HP: <https://www.city.nagahama.lg.jp/0000010077.html>

## ⑤ 湖北広域行政事務センター『新一般廃棄物処理施設整備運営事業』について

現在、新一般廃棄物処理施設整備運営事業（発注者：湖北広域行政事務センター、受注者（湖北ハイトラスト(株)）が、長浜市木尾町で進んでいます。

### 事業契約の内容

事業名称：湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業

場 所：長浜市木尾町字込田他

発 注 者：湖北広域行政事務センター

受 注 者：湖北ハイトラスト株式会社 代表取締役 坂上 浩之

期 間：令和5年3月25日から令和28年3月31日まで

事業方式：PFI手法BTO方式（起債適用型）

事業概要：本事業は、PFI法に基づき、特定事業として、PFI手法のBTO方式（起債適用型）により実施するもので、湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設を設計・建設し、これを維持管理・運営するとともに、新一般廃棄物処理施設の稼働後に、現焼却施設（クリスタルプラザ）の解体工事を行うこととしています。

### 事業スケジュール

| 年度         | R5年  | R6年           | R7年          | R8年         | R9年   | R10年      | R11年 |
|------------|------|---------------|--------------|-------------|-------|-----------|------|
| 全 体        | 用地造成 |               |              |             |       |           |      |
| 汚泥再生処理センター | 実施設計 | ↓工事着工<br>建設工事 | ↓供用開始<br>試運転 | 運営管理(20.5年) |       |           |      |
| 熱回収施設      | 実施設計 | ↓工事着工         | 建設工事         | 試運転         | ↓供用開始 | 運営管理(18年) |      |
| リサイクル施設    | 実施設計 | ↓工事着工         | 建設工事         | 試運転         | ↓供用開始 | 運営管理(18年) |      |
| 現焼却施設解体撤去  |      |               |              |             |       | 解体撤去工事    |      |

事業の詳細（新しい施設の利用時期、概要、事業者選定）につきましては、湖北広域行政事務センターホームページよりご確認ください。

湖北広域行政事務センターHP：<http://www.kohoku-kouiki.jp/>

本事業に関するお問合せと新規でのお取引等についてのご相談、お問合せは(株)タクマ様までお願いします。

(株)タクマメールアドレス：[kohoku-ht@takuma.co.jp](mailto:kohoku-ht@takuma.co.jp)

## ⑥ 2023 長浜市あざいお市マラソンへの出店者募集について （申込書添付）

模擬店（飲食ブース、キッチンカーなど）に出店いただける方を募集します！

10月8日(日)に『2023長浜市あざいお市マラソン』が開催されます。

本大会実行委員会構成団体である長浜市商工会の会員事業所様の中で、模擬店(飲食ブース、キッチンカーなど)に出店いただける方の募集を受け付けいたします。

出店を希望される方は、**9月15日(金)までに**長浜市商工会まで申込書(添付)をご提出ください。

お問い合わせは、長浜市あざいお市マラソン実行委員会事務局(長浜市民体育館内)まで。

TEL: 0749-63-9806 FAX: 0749-63-9859 担当: 梅本氏、伏木氏

## ⑦ 厚生労働省 就業環境整備・改善支援事業のご案内

厚生労働省では、事業場における適正な職場環境形成に向け、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等労務管理及び労働災害防止のための安全衛生管理などに関する知識の習得のため、専門家によるセミナーや訪問支援を委託事業により無料で行っています。

1. 労働条件自主点検
2. 基礎的な労務管理習得のためのセミナー
3. 訪問支援 など

詳しくは、厚生労働省ホームページ「就業環境整備・改善支援事業」よりご確認ください。

厚生労働省HP: [https://www.mhlw.go.jp/stf/shuugyou\\_10286.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shuugyou_10286.html)

## エネルギー高騰対策支援事業・支援金申請について

8月21日から申請受付を開始しております長浜市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金  
つきまして、申請内容の確認やお問い合わせの中からご留意いただきたいものを下記に記述しま  
すのでお役立てください。

### 1. 申請受給の資格について

新規設立法人・個人事業について必要書類がご提出いただけない場合は申請できません。  
事業継承や法人成り等、市内での事業の継続性が認められる場合は申請できる場合があります。

### 2. 申請区分について

5万円の加算(合計10万円)は高圧契約や特別高圧契約等を確認する証拠書類が必要となり  
ます。

200v 動力電源(低圧電力契約)では加算対象となりません。

### 3. 対象月について

支払いが行われた(お金が動いた)月が対象月となります。カードクレジット払いの場合は口座  
引き落とし等の現金移動があった月が対象となります。

### 4. 証拠書類について

支払い先からの領収確認が出来るものがあれば支払い証明の通帳写しは必要ありません。  
ただし、支援金振込先情報として口座情報がわかる通帳見開きページの写し等は必要です。  
クレジットやカード払いの場合は、明細(電気・ガス・ガソリン等)のわかるものと通帳の写し(支  
払い確認)を提出してください。

### 5. 添付書類について

電子申告の場合、各申告書と受信通知等の両方を提出してください。

### 6. 法人の方

法人の方の受信通知は「法人税・地方法人税」となります。(消費税との間違いにご注意くださ  
い)

法人市民税の申告受付完了通知は「長浜市役所」を発行元とするものを提出ください。(滋賀県  
との間違いにご注意ください)



## (第10回) 事業承継支援個別相談会

経営者の高齢化が進む中、事業承継や引継ぎ（M&A）によって経営資源を次世代に引き継ぐことは喫緊の課題です。

事業を後継者につが  
せることになったが、  
どのような手続きを  
すればよいか？

個人事業主だが後  
継者がいない。  
何かよい方法は？

事業を他の事業者に  
譲渡したいが、どの  
ように進めていけば  
よいか？

などなど、様々なお悩みをご相談ください。  
できることから始めましょう！  
「相談無料」「秘密厳守」です。

### 相談会場

長浜市商工会

長浜市湖北町速水2745

### 相談日時

令和5年10月12日（木）

- ① 10:00～11:30
- ② 11:30～13:00
- ③ 13:30～15:00
- ④ 15:00～16:30

### 対象者等

中小企業・  
小規模事業者等の方

### 主催



コーディネーター  
中小企業診断士・税理士

中川 学

### センタースタッフ



内海



川崎



阪田



横田



村田

## 事業承継支援個別相談会

秘密  
厳守

相談  
無料

令和5年 第10回個別相談会

| 開催日      | 個別相談会場      | 場所              | 電話番号         |
|----------|-------------|-----------------|--------------|
| 10/12(木) | 長 浜 市 商 工 会 | 滋賀県長浜市湖北町速水2745 | 0749-78-2121 |

個別相談会は、4コマです。

(~~10:00~11:30~~, 11:30~13:00)

(13:30~15:00, ~~15:00~16:30~~)

滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター  
〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21(9階)  
E-mail: info@shiga-hikitsugi.jp

申 込 先



TEL: 077-511-1505

FAX: 077-526-5860

又は、

長浜市商工会  
〒529-0341 滋賀県長浜市湖北町速水2745

TEL: 0749-78-2121

FAX: 0749-78-1300

## 事業承継支援個別相談会申込書

|                |                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相談希望日<br>(場 所) | 令和5年10月12日(木) ご希望時間[ : ~ : ] 場所:長浜市商工会<br>※ファックスまたはメール受領後、相談時間の連絡を入れさせていただきます。                                                                                                                                  |
| 事業所名           |                                                                                                                                                                                                                 |
| 所在地            | 〒                                                                                                                                                                                                               |
| 代表者名           |                                                                                                                                                                                                                 |
| 業 種            | <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 観光・運輸業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他 |
| 連絡先            | TEL: E-mail:                                                                                                                                                                                                    |
| 状 況            | <input type="checkbox"/> 親族内承継 <input type="checkbox"/> 従業員承継 <input type="checkbox"/> 会社・事業の譲渡 <input type="checkbox"/> 会社・事業の譲受 <input type="checkbox"/> その他                                                  |

### 個人情報の利用目的のご案内

個人情報は、以下の目的で使用し管理します。また、個人情報を予めご本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。

- ・各種相談やお問い合わせに関する対応など
- ・セミナーなどに関する情報のご案内
- ・実施する各種調査の公表（公表する際には特定できないように配慮します。）



事業者の皆様へ

屋外広告物  
クリーンキャンペーン  
9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間

# 屋外広告物の設置には 許可申請が必要です。

屋外広告物って？  
手続の流れを知りたい……  
許可申請とは？  
手数料は？  
基準とかよくわからない……



まずは  
長浜市都市計画課まで  
ご相談ください

☎ 0749-65-6562

許可申請手続は、右図QRコード  
または長浜市都市計画課のホーム  
ページからご確認いただけます。



- 地域ごとに**許可基準**があります。
- 掲示するには**市の許可**が必要な場合があります。
- 必要な許可を受けていない場合は**条例違反**となります。
- 定期的に点検を行い**安全管理**に努めましょう。
- 著しく老朽化したものは、**改修や修繕**をしてください。

# 長浜市 屋外広告物Q&A

## Q1 屋外広告物とは何ですか？

屋外広告物の定義は、「常時又は一定の期間継続して、屋外や公衆に表示されるもの」であり、看板や立看板、広告塔、広告板のほか、建築物の壁面に掲出されるものなどをいいます。

## Q2 なぜ許可が必要なのですか？

屋外広告物は私たちの日常生活における情報源やまちのにぎわいを演出するものとして必要不可欠なものであるとともに、良好な景観を形成するうえで重要な役割を果たしています。

一方で、無秩序・過剰に設置されてしまうと、地域固有の美しい景観が阻害される恐れがあります。また、落下や倒壊の危険など、安全上の問題も出てくるため、許可制としています。

## Q3 設置済みの広告物でも申請は必要なのでしょうか。

設置済みの広告物で、許可を得ていないものや基準に適合していないものは条例違反となりますので、まずは長浜市都市計画課までご相談ください。

## Q4 申請に資格は必要ですか？

申請については資格は不要ですが、屋外広告物の申請にあたっては管理者を定める必要があります。

なお、高さ4mを超える広告塔など建築基準法上の工作物確認が必要なものについては、屋外広告士や屋外広告物講習会修了等の一定の資格を持った方が管理者になる必要があります。

また、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置については滋賀県の屋外広告業登録業者にご依頼ください。

詳しくは長浜市都市計画課のホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

2023長浜市あざいお市マラソン 協賛要領

■協賛の区分

全体協賛……大会全般を対象とするもの

■協賛の方法

広告協賛……協賛金を提供する対価として、広告媒体等を使用して企業PRを行う。

出店協賛……協賛金を提供する対価として、飲食物等を販売する。

■協賛の特典一覧

①大会ホームページに関する内容

| 市内・市外企業問わず          |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 協賛金                 | 5万円                   |
| 大会ホームページへ<br>企業名の掲載 | バナー広告可<br>掲載のみ(リンクなし) |

②模擬店及びPRコーナー等の出店に関する内容

| 市内企業 |                                                          | 市外企業                                                     |
|------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 協賛金  | 1万円                                                      | 3万円                                                      |
| 特典   | 以下の物品を主催者で準備いたします。<br>・テント1張(2間×3間)<br>・長机1脚<br>・パイプイス2脚 | 以下の物品を主催者で準備いたします。<br>・テント1張(2間×3間)<br>・長机1脚<br>・パイプイス2脚 |

【備考】

- ・出店場所は、メイン会場(浅井文化スポーツ公園内希望の郷公園)の予定です。
- ・別に定める「2023長浜市あざいお市マラソン出店規約」に、必ず同意していただく必要があります。
- ・出店時間は、7時00分から15時00分頃までです。
- ・模擬店の募集店舗数は10店舗(先着順)です。
- ・長机・パイプイスについては、主催者準備する数以上必要な場合、各自でご準備ください。
- ・出店位置及び駐車場等の詳細については、後日お知らせいたします。

2023長浜市あざいお市マラソン出店規約

- 出店場所 浅井文化スポーツ公園内希望の郷公園
- 出店時間 7時00分から15時00分頃まで
- 協賛金 市内1店舗 10,000円 市外1店舗 30,000円

- ①テント1張(2間×3間)、長机1脚、パイプイス2脚までは主催者が準備します。
- ②長机・イスについては、主催者が準備する数以上必要な場合、各自でご準備ください。
- ③駐車場は、主催者が指定する駐車場をご利用ください。なお、車の台数は1店舗につき1台までとさせていただきます。
- ④出店場所(希望の郷公園)は駐車禁止です。ただし、商品等の搬入及び搬出時のみ、出店場所への車の進入が可能です。それ以外は、指定する駐車場をご利用ください。
- ⑤移動販売車(キッチンカー)での出店も可能ですが、この場合、テント1張(2間×3間)は準備しません。
- ⑥出店位置については、主催者で割り当てを行います。割り当て後の変更は行いません。
- ⑦火気は直接、地面の上で使用することはできません。必ず机やコンパネ等の上で使用してください。
- ⑧火気器具(コンロ、グリドル、発電機等)を使用される場合は、必ず有効な消火器を各店で準備してください。
- ⑨各店舗前に、必ず大きなゴミ箱を設置してください。(ゴミ袋のみの設置は不可です)汁物を販売する場合は、ザルやバケツ等を店舗前に準備してください。
- ⑩出店に伴うゴミは必ず持ち帰ってください。
- ⑪出店者同士やお客様とのトラブルが発生しないよう、ご注意ください。
- ⑫調理前は必ず手洗いを行い、肉類等はよく火を通すなど、衛生面には充分に注意してください。ただし、万が一食中毒等が発生した場合、出店者の責任において対処してください。
- ⑬大会終了後は、会場清掃にご協力ください。
- ⑭ブース内での喫煙は禁止です。
- ⑮警察等の関係機関より要請があった場合は、出店者名簿を提供することがあります。
- ⑯荒天、地震、風水害等で大会が中止になった場合、協賛金は返金いたしませんのでご了承ください。
- ⑰主催者の都合により大会が中止になった場合、協賛金は返金させていただきます。
- ⑱上記の事項が遵守されない場合、出店の取り消しや退去となり、次回からの参加もできません。



2023長浜市あざいお市マラソン 協賛申込書

| No.          | 内 容      | 協 賛 金 額 | 詳 細                         |  |  |
|--------------|----------|---------|-----------------------------|--|--|
| ①            | 大会ホームページ | 円       |                             |  |  |
|              |          |         | 販売品目                        |  |  |
|              |          |         | 使用電力量                       |  |  |
|              |          |         | 移動販売車(キッチンカー)の使用            |  |  |
|              |          |         | ガス使用の有無                     |  |  |
| ②            | 模擬店      | 円       | 有 ・ 無                       |  |  |
|              |          |         | 有 ・ 無                       |  |  |
|              |          |         |                             |  |  |
|              |          |         | 具体的な内容                      |  |  |
|              |          |         | 【例：飲料水(商品名)〇〇〇本を参加者へ無償提供する】 |  |  |
| ③            | PRコーナー等  | 円       | 使用電力量                       |  |  |
|              |          |         | W                           |  |  |
|              |          |         | ガス使用の有無                     |  |  |
|              |          |         | 有 ・ 無                       |  |  |
|              |          |         | 商品名等                        |  |  |
| 合計金額 (①+②+③) |          | 円       |                             |  |  |

「2023長浜市あざいお市マラソン協賛要領」 および 「2023長浜市あざいお市マラソン出店規約」に同意のうえ、申し込みます。

事業所名

代表者名

住 所

TEL

FAX

担当者名

携帯電話番号( )